

## 社会福祉法人泚山会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泚山会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び旅費（以下「報酬等」という。）について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のために出張したときは、費用弁償に関する規程に基づき旅費を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者に対しては、本規程に基づく報酬は支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第6条 月額で支払われる報酬については、毎月25日を支給日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、繰り上げて支給する。

- 2 年額で支払われる報酬については、原則として毎年3月に支給する。
- 3 役員等の会議出席等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行に伴い、社会福祉法人泚山会「役員の報酬の支給に関する規則」はこれを廃止する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 役員等の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 100,000 円
理事	年額 100,000 円
監事	年額 100,000 円
評議員	年額 50,000 円